

令和5年 労働者死傷病報告受理状況

平塚

労働基準監督署

(10月末現在)

業 種	当 年 (令和5年)	前 年 (令和4年)	増減数	増減率
01 食料品製造	23	19	4	21.1%
02 繊維工業				-
03 衣服その他の繊維	1		1	-
04 木材・木製品	1	1		-
05 家具・装備品				-
06 パルプ等		2	-2	-100.0%
07 印刷・製本				-
08 化学工業	11	10	1	10.0%
09 窯業土石	6	3	3	100.0%
10 鉄鋼業	1	3	-2	-66.7%
11 非鉄金属	1	4	-3	-75.0%
12 金属製品	6	10	-4	-40.0%
13 一般機械器具	3	5	-2	-40.0%
14 電気機械器具	2	3	-1	-33.3%
15 輸送機械製造	7	12	-5	-41.7%
16 電気・ガス				-
17 その他の製造	9	13	-4	-30.8%
01 製造業小計	71	85	-14	-16.5%
02 鉱業小計				-
01 土木工事	12	10	2	20.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	7	3	4	133.3%
02 木造家屋建築	9	1	8	800.0%
03 建築設備工事				-
09 その他の建築工事	14	13	1	7.7%
02 建築工事	30	17	13	76.5%
03 その他の建設	13	7	6	85.7%
03 建設業小計	55	34	21	61.8%
01 鉄道等	1	1		-
02 道路旅客	11	10	1	10.0%
03 道路貨物運送	35 (1)	46	-11 (1)	-23.9%
04 その他の運輸交通				-
04 運輸交通業小計	47 (1)	57	-10 (1)	-17.5%
01 陸上貨物	12	8	4	50.0%
02 港湾運送業	1		1	-
05 貨物取扱小計	13	8	5	62.5%
01 農業	1		1	-
02 林業	2	1	1	100.0%
06 農林業小計	3	1	2	200.0%
01 畜産業				-
02 水産業				-
07 畜産・水産業小計				-
01 卸売業	5	2	3	150.0%
02 小売業	48	51	-3	-5.9%
03 理美容業	1		1	-
04 その他の商業	14	4	10	250.0%
08 商業	68	57	11	19.3%
01 金融業	1	1		-
02 広告・あっせん				-
09 金融広告業	1	1		-
10 映画・演劇業				-
11 通信業	9	6	3	50.0%
12 教育研究	8	9	-1	-11.1%
01 医療保健業	72	66	6	9.1%
02 社会福祉施設	59	173	-114	-65.9%
03 その他の保健衛生		3	-3	-100.0%
13 保健衛生業	131	242	-111	-45.9%
01 旅館業	1	6	-5	-83.3%
02 飲食店	19	17	2	11.8%
03 その他の接客	13	18	-5	-27.8%
14 接客娯楽	33	41	-8	-19.5%
15 清掃・と畜	23	23		-
16 官公署				-
01 派遣業				-
02 その他の事業	11 (1)	16	-5 (1)	-31.3%
17 その他の事業	11 (1)	16	-5 (1)	-31.3%
合 計	473 (2)	580	-107 (2)	-18.4%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の死傷者数、右側()内は死亡者数(内数)

事業者は、労働者に対して必要な健康診断等を実施する必要があります。

また、実施後に監督署へ結果報告書または管理状況報告等の提出が伴うことがあります。その場合、労働安全衛生法に基づく健康診断結果については健康診断実施後遅滞なく、またじん肺法に基づくじん肺に関する健康管理の実施状況（じん肺健康診断の実施状況を含む）については、前年の管理状況を毎年2月末日までに所轄労働基準監督署長あて（監督署長経由の労働局長を含む）に提出するが法令で義務付けられています。

当署では、定期的に結果報告書または管理状況報告等の提出状況を確認していますので、各事業場におかれましても、令和5年に実施した健康診断等について提出漏れがないことを確認してください。



文字サイズの変更: 標準 大 特大 Google 28 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 事業主の方へ > 安全衛生関係主要様式 > 各種健康診断結果報告書

各種健康診断結果報告書

○機械で読み取りを行うため、印刷に使用する用紙については、**白色度80%以上**の用紙をご使用願います。また、印刷した用紙をコピーして使用しないで下さい。

様式名	ファイル
定期健康診断結果報告書様式(定期健康診断結果報告書はインターネット上で作成できるようになりました。詳しくは本ページ下をご覧ください) ※令和4年10月1日に様式が改正されました	○
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書様式 ※令和4年10月1日に様式が新しく定められました	○
特定化学物質健康診断結果報告書様式	○
有機溶剤等健康診断結果報告書様式	○
鉛健康診断結果報告書様式	○
四アルキル鉛健康診断結果報告書様式	○
高気圧業務健康診断結果報告書様式	○
電離放射線健康診断結果報告書様式 ※令和3年4月1日に様式が改正されました	○
除染等電離放射線健康診断結果報告書様式	○
石棉健康診断結果報告書様式	○
じん肺健康管理実施状況報告様式	○
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書様式	○

～ 下記リンクから、インターネット上で定期健康診断結果報告書を作成できるようになりました。～

▶ [労働安全衛生法関係の届出・申請等募集印刷に係る入力支援サービス](#)



上記HP
← QRコード

概 要	提出する様式	帳票番号
1年ごと（常時使用する労働者は全員）または半年ごと（深夜業等対象業務がある場合）に1回の健康診断	定期健康診断結果報告書（※1）	80311
有機溶剤等を常時取扱う作業がある場合の健康診断	有機溶剤等健康診断結果報告書	80302
鉛（化合物を含む）を常時取扱う作業がある場合の健康診断	鉛健康診断結果報告書	80303
特定化学物質を常時取扱う作業がある場合の健康診断 （一部の特定化学物質については過去に取扱う作業があった場合も含む）	特定化学物質等健康診断結果報告書	80305
放射線業務に常時従事し、管理区域に立ち入る場合の健康診断	電離放射線健康診断結果報告書	80307
石綿等を常時取扱う作業がある、または過去に取扱う作業があった場合の健康診断	石綿健康診断備考報告書	80310
粉じん作業に常時従事する場合、または過去に取扱う作業があった場合でじん肺の管理区分が管理2又は管理3の労働者の健康診断	じん肺健康管理実施状況報告（※2）	80308
除染等業務に常時従事する作業がある場合の健康診断	除染等電離放射線健康診断結果報告書	80313
通達で健康診断の実施を示している作業がある場合の健康診断（著しい騒音を発生する屋内作業場における騒音作業、チェーンソー又は振動工具を取り扱う業務、VDT作業、紫外線・赤外線にさらされる業務等がある場合）	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	80309
ストレスチェック及び面接指導の実施状況を報告（1年以内ごとに1回、定期に報告）	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（※1）（※3）	80501
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に常時従事する場合の歯科健康診断	有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書	80315

※1 常時使用する労働者が50人以上の事業場に提出義務があります。

※2 じん肺健康診断実施の有無に関わらず報告する必要があります。

※3 報告書の提出は、1年以内ごとに1回、定期に行う必要があります。

免許試験合格者等のための 免許申請書等手続きの手引き

目 次

○申請手続きについて	1
○申請書の記入上の注意点について	2

申請書類の作り方（記入例 及び チェックリスト）

●申請書（表面）	
Ⅰ 免許申請（新規）	
[A] 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「免許試験合格通知書」を交付された方	3
[B] 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「免許試験結果通知書」を交付された方	5
[C] 無試験で免許を受ける資格のある方	5
Ⅱ 免許証再交付申請	
[A] 免許証を紛失した方	7
[B] 免許証を損傷した方	7
[C] 免許証の記載事項等の変更を希望する方	9
[D] 新様式の免許証の発行を希望する方	9
Ⅲ 免許証書替申請	
免許証に記載されている氏名を変更した方	11
Ⅳ 免許更新申請	
特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	13
●申請書（裏面）	15
●所持免許申告欄	16
●添付書類について	17
●実務経験等を証明する書類について	19
●電子申請による免許申請等について	25

○申請書の提出先、問い合わせ先	26
○写真について	28
○免許申請時にまずチェック！	29
○本人確認証明書の具体例	30



●申請手続きについて●

- 申請の内容によって申請書の提出先、提出方法が異なります。次のとおり申請手続を行って下さい。

申請の内容	申請書の記載方法、提出先、提出方法
I 免許申請（新規）	
【A】 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「 <u>免許試験合格通知書</u> 」を交付された方 ※ 免許試験合格後に実務経験等を経られた方も含む（特級・一級・二級ボイラー技士免許試験、ボイラー整備士免許試験、発破技士免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、ガス溶接作業主任者免許試験及び林業架線作業主任者免許試験） ※ ボイラー溶接士免許は、試験合格後2年以内に申請する必要があります。	【申請書の記載方法】 3～4ページ参照（I【A】） 【申請書の提出先】 <u>東京労働局免許証発行センター</u> 【提出方法】 郵送による（なお、窓口はありませんので、直接持参することはできません。）
【B】 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「 <u>免許試験結果通知書</u> 」を交付された方。 【C】 無試験で免許を受ける資格のある方 ◎	【申請書の記載方法】 5～6ページ参照（I【B】【C】） 【申請書の提出先】 <u>申請者の住所地を管轄する都道府県労働局の健康安全主務課</u> 【提出方法】 I【B】【C】 郵送又は本人持参
II 免許証再交付申請	
【A】 免許証を紛失した方 ◎ 【B】 免許証を損傷した方 ◎ 【C】 免許証の記載事項等の変更を希望する方 【D】 新様式の免許証の発行を希望する方	【申請書の記載方法】 7～8ページ参照（II【A】【B】再交付） 9～10ページ参照（II【C】【D】再交付） 11～12ページ参照（III 書替） 13～14ページ参照（IV 更新）
III 免許証書替申請	
免許証に記載されている氏名を変更した方	
IV 免許更新申請	
特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	
	【申請書の提出先】 <u>申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の健康安全主務課</u> 【提出方法】 郵送又は本人持参

※ 申請書の提出先については、26、27ページを参照し、宛先等をご確認下さい。

- また、電子申請によっても申請を行うことができます。25ページの「電子申請による免許申請等について」をよく読んで申請手続を行って下さい。
- 免許申請が集中する時期は、免許証がお手元に届くまで30日程度かかる場合があります。
- 技能講習修了証・特別教育修了証等の再発行等は本申請手続の対象外です。受講した教育機関等にお問い合わせください。

関連する厚生労働省HP
QRコードはこちら



確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

神奈川県 最低賃金

令和5年
10月1日^{から}
時間額

1,112円

前年比
41円^{UP}

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
神奈川県労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



神奈川県労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ



賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額（時間額） 円
2 日給の場合	日給 円	÷ 1日の平均所定労働時間 時間	= 時間額 円 ≥ 最低賃金額（時間額） 円
3 月給の場合	月給 円	÷ 1か月の平均所定労働時間 時間	= 時間額 円 ≥ 最低賃金額（時間額） 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合		

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

支給の要件

1 事業場内最低賃金の
引上げ

2 引上げ後の
賃金額の支払い

3 生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4 解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金
支給までの
流れ

1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4 支給

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R5.9)

みんなの安全を、みんなで守り合う。

SAFEコンソーシアム

AWARDS 2023年度



安全な職場づくり部門



企業等間連携部門



転倒災害防止部門



腰痛予防部門



エイジフレンドリー部門

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰いたします。



応募期間：令和5年 **9月—11月** (予定)
結果発表：令和6年2月(予定)

〔コンソーシアムについて〕全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト 



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

SAFE コンソーシアム

AWARDS 2023 年度

SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りいたします。※複数部門に応募可能です。



転倒災害防止 部門賞	腰痛予防 部門賞	安全な職場づくり 部門賞	エイジフレンドリー 部門賞	企業等間連携 部門賞
転倒災害防止に向けて実施しているソフト(体操等)、ハード(段差の解消等)の取組に関するもの	腰痛予防に向けて実施している取組に関するもの	転倒災害防止、腰痛予防以外について実施している取組や、それ以外にも活用できる取組に関するもの	特に高年齢労働者の労働災害防止に向けて実施している取組に関するもの (転倒災害防止、腰痛予防に関する取組を含む)	企業間や自治体等と連携し、労働災害防止に向けて実施している取組に関するもの (転倒災害防止、腰痛予防に関する取組を含む)

コンソーシアム設立の背景・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- 1 加盟メンバーの地位向上
(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- 3 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 4 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発
(シンポジウム)

SAFE コンソーシアムポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム X @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw

